

新潟市庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第52号

新潟市庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟市庁舎等管理規則（平成19年新潟市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第11条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 撮影、録音その他これらに類する行為（市長が別に定める行為を除く。）

第13条に次の1項を加える。

- 3 庁舎等において、第11条各号に掲げる行為をした者に対しては、庁舎管理者のほか、総括庁舎管理者が指定する者が、当該行為を中止し、又は庁舎等から退去することを命ずることができる。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。